

13 8/2 (19)

平成24年(ワ)第872号、1075号、第1573号 損害賠償請求事件

原告 第872号事件 岡崎クニ子 外141名

第1075号事件 岩城信義 外99名

第1573号事件 松永卓也 外55名

被告 いずれも北九州市

準備書面 (3)

平成25年7月24日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告北九州市訴訟代理人弁護士 中野昌治



同 弁護士 清成 真



被告は原告ら準備書面4に対し、必要な範囲で以下のとおり反論する。

第1 被告準備書面(2)の第1への反論に対する反論

1 1について

- (1) 原告らは、「いのちを守る森の防潮堤」構想が「具体化されていないということ自体事実を無視した主張である」と述べるが、当該構想が具体化されていないことは、被告準備書面(2)で述べたとおりである。逆に、原告らがどのような意味で当該構想が具体化されているのか明らかでなく、反論できない。

(2) 被告が「種々の意見」が存在すると述べているのは、当該構想に関する動画を上映することについてであって、当該構想そのものについてではない。原告らが「種々の意見」が存在するからこそ動画を上映すべきと主張しているのは的外れである。

2 2について

既に何度も述べたとおり、被告が行う風評被害防止対策は、根拠もなく無責任に発表される恐れのある「デマ」に対し、風評被害から関係者を守り、市民の知る権利の観点から適正な情報を発信していくことにより対抗するものであり、何人かの表現の自由を抑制するものではありえない。

3 3について

原告らは、本件災害廃棄物に放射性物質や毒物が付着していると主張するが、その蓋然性についてすら立証していない。

4 6について

下記第3のとおりである。

第2 被告準備書面(2)の第2に対する反論に対する反論

1 1について

法律上の立証責任については、被告準備書面(2)において主張したとおりである。行政上の説明責任の問題と法律上の立証責任の問題とを混同しており、全く理由がない。

なお、本訴訟とは無関係であるが、行政上の説明責任の観点から考えても、被告は、本件災害廃棄物の受け入れに関し、合理的かつ相当の説明を尽くしており、その結果、多くの市民からの賛同を得ている。

2 2について

本訴訟は、原告らが申し立てた仮処分申立事件（御庁平成24年（ヨ）第63号）の本案訴訟であるところ、原告らは、仮処分申立事件における主張を改

めて繰り返していることを自認している。そうであるなら、本訴請求についても、福岡高裁平成24年12月25日決定（乙イ3）におけるのと同様に、速やかに排斥されるべきである。

3 3について

原告らは、放射性物質、クロム、ヒ素、アスベスト等の具体的危険性について立証しないほか、本件災害廃棄物にそれらが付着していることの蓋然性、また、仮に付着しているとして、それらが原告らの健康に有害な量であることの蓋然性、原告らの健康に被害が及ぶ蓋然性等について、一切立証していない。

第3 被告準備書面(2)の第3及び第4に対する反論に対する反論

原告らは、不法行為の各要件についての具体的な主張や立証を行おうとせず、求釈明に事寄せて、広域処理に関する政策論争を企図しているだけであり、釈明の必要はない。

以 上